

板橋区区民一般健康診査事業実施要綱

(平成 20 年 3 月 28 日 区長決定)

(平成 21 年 5 月 25 日 一部改正)

(平成 25 年 3 月 27 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、「生活習慣病等を早期発見し、早期治療に結びつけること」及び「内臓脂肪型肥満に着目した早期介入及び行動変容を必要とする者を的確に抽出すること」により、区民の健康を保持し増進させる目的のために板橋区（以下「区」という。）が実施する区民一般健康診査事業（以下「健診」という。）について、必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 健診の対象者は、次の要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 第 3 条第 1 項に定める検査項目のいずれも受診できる者であつて、次の①から④までのいずれかに該当する者

① 区の住民基本台帳に記載されている年度末現在 35 歳、36 歳、37 歳、38 歳及び 39 歳の者

② 年度末現在 40 歳以上の者で、在宅の生活保護受給者及び中国残留邦人等に対する支援給付の受給者

③ 区の住民基本台帳に記載されている年度末現在 40 歳以上の者で、当該年度中に加入する医療保険の資格異動のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年に法律第 80 号。以下「法」という。）に基づき医療保険者が実施する特定健康診査の対象とならない者

④ 区長が特に認める者

(2) 第 3 条第 1 項に定める追加検査項目の全部又は一部を受診できる者であつて、次の①又は②のいずれかに該当する者

① 区の住民基本台帳に記載されている年度末現在 35 歳以上の者で、法その他の法令に基づき医療保険者又は勤務先等が実施する健康診査で第 3 条第 1 項に定める追加検査項目のうち実施しない検査項目があるもの

② 区長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の要件に該当する者は、対象としないことができる。

(1) 妊娠中の者

(2) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者

(3) 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している者

(4) 法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

(5) 勤務先が実施する健康診査の対象となる者

(6) 医療保険者が実施する特定健康診査等の対象となる者

(検査の実施)

第3条 検査項目は、基本検査項目及び追加検査項目とする。

2 基本検査項目及び追加検査項目の内容及び実施方法は、別に定める。

(受診回数)

第4条 受診できる回数は、同一人につき一年度1回とする。

(自己負担金)

第5条 健診に係る自己負担金は、無料とする。

(事業委託契約)

第6条 区は、健診事業について第三者に委託することができる。

(記録の保存)

第7条 区は、結果票等の関係書類を当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 受託者は、撮影済X線フィルム、結果票等の関係書類を当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、健診事業に関する必要な事項については、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。